

山梨県甲府市
固定資産評価支援システム機器等賃借
特記仕様書

令和8年4月

山梨県 甲府市役所
市民部 税務管理室 資産税課

固定資産評価支援システム機器等賃借仕様書

第1章 総 則

第1条 本仕様書は、甲府市における公図の窓口閲覧業務、固定資産税の土地評価業務、及び家屋管理業務を公平かつ正確に効率よく実施するため、導入した固定資産評価支援システムの契約満了に伴い、新たに契約を行う。その際に導入するシステムのハードについて定めるものとする。

第2条 本仕様書は、甲府市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に発注する固定資産評価支援システム機器等賃借に関する必要な事項を定めるものである。

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、下記に記載する法令及び規則等に準拠して行うものとする。

- (1) 地方税法
- (2) 不動産登記法
- (3) 固定資産評価基準等
- (4) 国土調査法
- (5) 地籍調査作業規定準則
- (6) 甲府市財務規則
- (7) その他関係法令及び規則

第4条 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議のうえ、乙は甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

第5条 乙は本業務中に生じた諸事故に対しての責任を負い、発生原因、発生経過、被害内容等の状況を速やかに甲に報告するとともに、その一切の責任を乙が負うものとする。

第6条 本業務において、甲より貸与される資料について、乙はその重要性を認識し、資料の破損、紛失、盗難、情報漏洩等の事故のないよう取扱い及び保管を厳重に行うものとする。

2 乙は本業務中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また全ての成果品は甲に帰属するものとし、甲の許可なく他に公表してはならない。

3 乙は情報セキュリティに関するマネジメントシステム「ISO27001」及び「プライバシーマーク」の認証を本業務の契約日までに取得していること。

第7条 本業務の賃借機器については、システム設置後、システムのスペック、ソフトウェア機能等、甲の検査を受けるものとする。

2 検査完了後に賃借機器の機能等に誤りや不備が発見された場合には、乙の責任において速やかに修正作業を行うものとする。

第8条 本業務の賃借期間は、令和8年4月1日～令和13年3月31日までとする。

第2章 ハードウェアの内容

第9条 ハードウェアの概要は以下の通りとする。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) クライアント本体 | 10台 |
| (2) クライアント用ディスプレイ | 10台 |
| (3) データベースソフト | 10ライセンス |
| (4) セキュリティロック | 10本 |

第3章 ハードウェアの仕様

第10条 ハードウェアの仕様は以下の通りとする

(1) クライアント本体

- | | |
|-------|---|
| CPU | : Core i5 以上 |
| メモリ | : 8GB 以上 |
| HDD | : 256GB 以上 |
| OS | : Windows 11 |
| DVD | : DVD スーパーマルチドライブ |
| マウス | : USB レーザーマウス |
| キーボード | : 日本語 109 キーボード USB |
| その他 | : 再セットアップ DVD (Windows 11 Pro)
標準保障拡張 G6 (5年間翌営業日迄に出張修理対応) |

(2) クライアント用ディスプレイ

- | | |
|-----|------------------------|
| サイズ | : 21.5 インチ TFT液晶ワイドモニタ |
| 解像度 | : 1,920×1,080ドット 以上 |

(3) データベースソフト

Microsoft office LTSC standard 2024

(4) セキュリティロック

マスターキー付き 長さ80センチ